

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則  
○職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

## 告 示

○有害図書類の指定  
○救急医療機関の認定  
○県営土地改良事業の工事の完了  
○保安林の指定の予定  
○公有水面埋立ての承認  
○都市計画変更案の縦覧  
○指定管理者の指定(三件)  
○指定管理者の指定

(共同参画社会推進課)

(医療政策課)

(農村振興課)

(森林整備課)

(港湾課)

(都市計画課)

(都市環境課)

(住宅課)

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十四日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第六条第一項第三十号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則(平成十二年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の表六の項中「又は」を「」に改め、「三分の一の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額」の下に「又は年額の四分の一に相当する額の四分の一の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額」を加える。

第五条中「第六条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第四号中「又は」を「」に改め、「三分の一の額(百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)」の下に「又は入学金の四分の一の額(百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 学生(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)第十条第二項第三号イ(1)に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族である学生に限る。)及びその生計を維持する者について、地方税法の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町村

民税の所得割額の合計額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合 入学金の四分の一の額(百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)

一の額(百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年二月十四日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項第二号中「第十二条の三」を「第十二条の六」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同表業務課長の専決事項の項第二号イ中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同号ロ中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「第十二条の三、第十二条の四」を「第十二条の六、第十二条の七」に改め、同号ハ中「第二十一条」を「第二十二条の三」に改める。  
別表第七保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十五号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年三月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五十二号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	P e t i t R o s e v o l . 7 2 0 8 8 7 8 1 0 2	株式会社秋水社
二	雑 誌	m i n i S U G A R 3 月号 1 8 4 2 5 1 0 3	株式会社秋水社
三	雑 誌	恋 愛 M A X 2 0 2 5 2 月号 1 2 0 8 0 1 2	株式会社秋田書店
四	雑 誌	実 話 ナ ッ ク ル ズ G O L D V o l . 4 2 6 8 5 4 0 1 5 7	株式会社大洋図書
五	雑 誌	実 話 ナ ッ ク ル ズ G O L D ド キ ュ メ ン ト V o l . 1 2 6 8 5 4 0 1 4 1	株式会社大洋図書

六 雑 誌 実話ナックルズ 2月号  
0487712

七 書 籍 特ダネTABOO! 54 2025年新年発  
進号

ISBN9781418921217631

八 雑 誌 実録JOKER 3月号  
08019103

九 雑 誌 週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊3月7日号  
2032713/7

株式会社大洋図書

株式会社インテルフイ

株式会社ダイアプレス

株式会社日本ジャーナル出版

二 指定理由

図書類の内容が、一から四の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、五から九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市民病院鹿島台平渡字東要害二十番地	令和七年二月十四日	令和十年二月十三日

○宮城県告示第五十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
名 鱈	区画整理事業	令和六年七月二十三日

○宮城県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢明通一九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおり承認した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 承認年月日

令和七年二月四日

二 承認を受けた者の名称

国土交通省東北地方整備局

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目二〇番、二一番及び二三番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七一度五三分〇九秒 二、六六二・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八三度三〇分〇六秒 二九〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一七三度三〇分一二秒 二〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二六三度三〇分二六秒 六・七六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三五三度二六分三二秒 〇・七三メートルの地点
- ⑥の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七二度三二分四一秒 二、三八四・四七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六三度二七分三三秒 八・六一メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三五三度三〇分一七秒 〇・八六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六三度三〇分〇七秒 二七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三、八八五・四〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目一八番、一九番、二〇番、二一番及び二三番の地内並びに潮見町二四番、二五番、雲雀野町二丁目一八番、一九番、二〇番、二一番、二三番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 仙台塩釜港石巻港区西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・三八六秒、東経一四一度一八分四五・五六〇秒）から二七五度四〇分一七秒 二、三一五・五九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六三度三〇分〇七秒 二七〇・〇〇メートルの地点

- ①の地点 ⑦の地点から一七三度三〇分〇六秒 三七〇・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ⑧の地点から二六三度三〇分〇七秒 五二〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ⑨の地点から三五三度三〇分〇六秒 三七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積  
一九二・三九九・九七平方メートル

四 埋立地の用途  
ふ頭用地

○宮城県告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

名取市 増田、飯野坂の各一部

名取市 高館吉田、手倉田、愛鳥塩手の各一部

岩沼市 押分、里の杜三丁目の各一部

富谷市 西成田、穀田の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、名取市役所（建設部都市計画課）、岩沼市役所（建設部都市計画課）、富谷市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和七年二月十四日から令和七年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

岩沼海浜緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

加瀬沼公園

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和七年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県住宅供給公社

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで